

各 部 長  
各種委員会事務局長  
議 会 事 務 局 長 様  
各 部 局 長  
各 地 方 部 局 長

出 納 局 長

一般競争入札の実施に係る事務処理について

道における入札及び契約に係る事務処理については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）、北海道財務規則（昭和 4 5 年北海道規則第 3 0 号）及び北海道財務規則の運用方針（昭和 4 5 年 4 月 1 日付け局総第 2 3 0 号総務部長、副出納長通達「北海道財務規則の運用について（依命通達）」）の規定によるほか、各種関係通達の定めるところにより実施しているところですが、この度、一般競争入札に参加できる者の要件（以下「入札参加資格要件」という。）の設定等に係る意思決定過程の明確化及び事務処理手続の統一化を図るため、別に定めるものを除くほか、次のとおり取り扱うこととしたので、事務処理を適切に行ってください。

記

一般競争入札の実施を決定するに当たって、次の表の左欄に掲げる内容に該当するときは、同表の右欄に掲げる事項を記載した別記様式の書面を、当該一般競争入札の実施に係る決定書に添付するものとする。

|  |  |
|--|--|
| 工事の予定価格に対応する等級以外の等級に格付けされた者であることを入札参加資格要件とする場合 | 入札参加資格要件とする等級の区分及び工事の予定価格に対応する等級以外の等級に格付けされた者であることを入札参加資格要件とする理由     |
| 単体企業又は特定建設工事共同企業体であることを入札参加資格要件とする場合           | 対象工事が特定建設工事共同企業体を活用する場合の基準である「大規模で技術的難度の高い工事」に該当すると判断する理由            |
| 単体企業の入札参加を認めず、特定建設工事共同企業体であることを入札参加資格要件とする場合   | 対象工事が特定建設工事共同企業体のみによる入札を認める場合の基準である「特に大規模で技術的難度の高い特殊な工事」に該当すると判断する理由 |

|  |   |
|--|---|
| <p>上記に掲げる場合のほか、入札に付そうとする契約に係る関係通達等の規定により設定することとされている要件以外の入札参加資格要件を設定する場合</p> | <p>当該入札参加資格要件の内容及び当該入札参加資格要件を設定する理由</p> |
| <p>入札に付そうとする契約に係る関係通達等の規定により設定することとされている要件の内容を変更して入札参加資格要件とする場合</p>          | <p>入札参加資格要件の変更内容及び入札参加資格を変更する理由</p>     |

[ 関係通達 ]

- 一般競争入札実施要領の制定について（平成 8 年 6 月 1 3 日付け管理第 3 9 1 号農政部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達）
- 制限付一般競争入札実施要領の制定について（平成 1 2 年 5 月 3 1 日付け建情第 3 6 8 号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）
- 地域限定型一般競争入札実施要領の制定について（平成 1 2 年 8 月 1 0 日付け建情第 8 1 8 号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）
- 建設工事共同企業体運用基準について（平成 1 3 年 3 月 2 2 日付け建情第 2 2 8 9 号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）
- 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める要領の制定について（平成 8 年 3 月 6 日付け局総第 6 8 9 号出納局長通達）
- 一般競争入札及び指名競争入札の執行に係る様式の制定について（平成 1 6 年 4 月 1 日付け局総第 1 1 5 0 9 号出納局長通達）

（総務課財務制度グループ）

別記様式

一般競争入札の参加資格要件の設定等に係る理由等整理票

| 事 項                                     | 内 容 等  | 理 由 |
|---|--------|-----|
| 工事の予定価格に対応する等級以外の等級に格付けされた者の入札参加        | ・等級の区分 |     |
| 特定建設工事共同企業体の入札参加                        | /      |     |
| 特定建設工事共同企業体のみの入札参加                      | /      |     |
| 関係通達等の規定により設定することとされている要件以外の入札参加資格要件の設定 | ・要件の内容 |     |
| 関係通達等の規定により設定することとされている入札参加資格要件の変更等     | ・変更の内容 |     |

- 注 1 該当しない事項は、欄を削除すること。  
 2 理由は、具体的かつ詳細に記載すること。